

清瀬市社会福祉協議会 非常勤生活支援員募集要項 (夏季アルバイト)

募集職種 生活支援員
(障害児学童クラブ生活支援員業務)

受験資格 次に該当する方

① 障害者(児)福祉に対して興味のある方

※ただし、以下のいずれかに該当する方は、受験できません。

ア 法定後見制度(被後見人・被保佐人・被補助人)に該当しているもの。

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることのなくなるまでのもの。

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したもの。

採用人数 若干名

採用予定日 平成30年7月19日

勤務条件 臨時職員(契約期間 平成30年7月19日～9月3日)

※夏季限定のお仕事です。その後、継続の可能性あり。

勤務時間 月曜日～金曜日。(原則、年末年始及び国民の祝日を除く。)

9時30分～17時30分 実働7時間

※8/13～8/17は、夏季休業です。

賃 金 時給1,020円

※介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭有資格者は、
時給1,120円

※通勤手当別途支給(本会規定による)

社会保険 労災保険

勤務場所 清瀬市障害者福祉センター(清瀬市上清戸1-16-62)

業務内容等 障害児学童クラブにおける日中活動支援業務

- 申込方法 所定の申込書に資格証明書（登録書）の写しを添付し、清瀬市社会福祉協議会へ持参または郵送してください。
郵送する場合は、「臨時職員採用試験申込書在中」と朱書きしてください。
- 申込締切 平成30年7月10日（火） 17時必着
- 試験日 申込者に追ってご連絡します。
- 試験場所 清瀬市障害者福祉センター（清瀬市上清戸1-16-62）
- 試験内容 面接試験
（面接試験の前に現場体験をしていただきますので、動きやすい服装でおいで下さい。）
- 採用者決定 試験終了後数日
- その他 (1)原則として提出された書類はお返しいたしません。
(2)申込書の記載に不正がある場合は、採用資格を失う場合があります。
(3)申込書の記載事項等に変更が生じた場合は直ちに下記へご連絡ください。

募集についてのお問合せ

社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会 総務係 徳永
〒204-0011 清瀬市下清戸一丁目 212-4
(清瀬市コミュニティプラザひまわり2階)
電話 042-495-5333